

## 能美市後援等名義の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、能美市の後援及び共催(以下「後援等」という。)の名義の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 後援 市が事業の趣旨に賛同し、名義の使用を認めることによって支援することをいう。

(2) 共催 市が事業の趣旨に賛同し、企画及び運営に参加することをいう。

(承認基準)

第3条 後援等名義の使用の承認は、次に掲げる基準に基づき厳正に行うものとする。

(1) 主催者についての承認基準は、次のいずれかに該当する主催者とする。

- ア 国、地方公共団体又はこれらに準ずるもの
- イ 学校及び学校の連合体並びに社会教育関係団体
- ウ 公益法人及びこれに準ずる団体
- エ 報道関係、学術研究機関等
- オ 民間の企業又は団体等

(2) 事業内容についての承認基準は、次のいずれにも該当するものであることとする。

- ア 明らかに教育、学術、文化、スポーツ、地域活動、福祉、医療、観光及び産業の振興や発展に寄与するもので公益性を有するものであること。ただし、宗教及び政党の普及宣伝活動と認められるものは、除く。
- イ 広く市民に公開され、市民全般又は市民の相当な範囲を対象とするものであること。

ウ 明らかに公益的な事業である場合を除き、1団体の中の大会、個人の展覧会、発表会等の行事でないこと。

エ 作品の販売、営利、商業宣伝及び売名を主たる目的としないものであること。

オ 市の行政施策、方針等に反しないものであること。

カ 公序良俗に反しないもの又は反するおそれのないもの。

(3) 前2号に掲げるもののほか必要な基準は、次のいずれにも該当するものであることとする。

ア 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。

イ 役員その他事業関係者が信用し得る者であること。

ウ 講演会等にあつては、その講師が事業目的に真に適当な人であること。

エ 映画会、音楽会及び演芸にあつては、事業目的にふさわしい内容であること。

オ 開催、開設の場所において、安全管理、公衆衛生、災害防止に関する十分な設備及び措置等の配慮が講じられていること。

カ 主催者が入場料その他の費用を徴収するものにあつては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合には、後援等名義の使用を承認するものとする。

(申請手続)

第4条 後援等名義の使用の承認を受けようとする主催者は、能美市後援等名義使用承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 主催者の概要が分かる、定款、規約、会則、設立趣旨、活動状況等の書類

(2) 役員及び事業関係者の住所、氏名、役職等が分かる書類

(3) 事業の目的及び内容が分かる書類

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書と別様式の書類により申請があつたときは、提出された書類をもって申請書とみなすことができる。ただし、別様式の書類による申請にあつ

ては、申請書に記載すべき事項が記載されていることを要する。

(承認又は不承認の決定)

第5条 市長は、申請書の提出を受けたときは、第3条に規定する承認基準に基づいて内容を精査し、適当と認めた場合は能美市後援等名義使用承認通知書(様式第2号)により、その承認をしないときは能美市後援等名義使用不承認通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の変更)

第6条 主催者は、後援等名義の使用の承認を受けた後に申請内容に変更が生じたときは、速やかに申請書を修正の上再度市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更として市長が認める場合は、この限りでない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、後援等名義の使用の承認をした後において、申請内容に虚偽があった場合及び不相当と判断した場合は、主催者に能美市後援等名義使用承認取消通知書(様式第4号)により、後援等名義使用の取消しを通知するものとする。

(名義の無断使用)

第8条 市長は、主催者が承認なくして後援等名義を使用した場合は、直ちに撤回させ、以後の名義の使用を原則として認めない。

(事業実施報告)

第9条 主催者は、当該事業終了後1箇月以内に、事業実施報告書(様式第5号。以下「報告書」という。)にプログラム、ポスター、チラシ等の印刷物を添えて提出をすること。

2 前項に定める報告書と別様式の書類により報告があったときは、提出された書類をもって報告書とみなすことができる。ただし、別様式の書類による報告にあつては、報告書に記載すべき事項が記載されていることを要する。

3 第1項に定める書類のほか、市長が必要と認める書類の提出を求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に受理している申請書の取扱いについては、なお従前の例による。